

- ① [1]法人後見の取組に民間事業者等の参画を促す取組
[2]日常生活自立支援事業の取組に民間事業者等の参画を促す取組

- ② 身寄りのない人等に対する市町村が関与した新たな生活支援(金銭管理等)・意思決定支援に関する取組

- ③ [1]寄付等による多様な主体の参画を促す取組
[2]支援困難事案に都道府県等が関与する取組

- 新**
[1]包括的な相談・調整窓口の整備
[2]総合的な支援パッケージを提供する取組

対象地域

【面積】144.4km²
【人口】1,551,788人
【うち65歳以上】320,117人
【高齢化率】20.6 %

※令和6年10月1日時点

背景・経緯

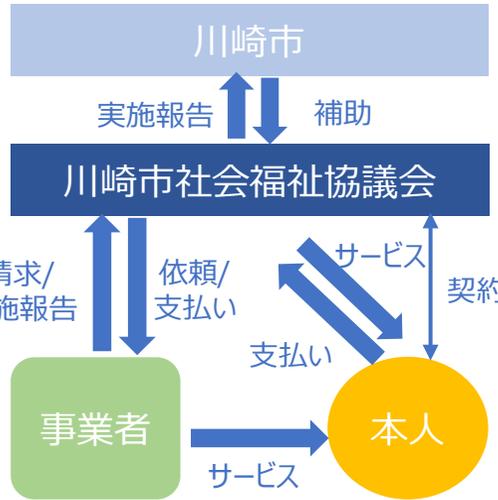
- 検討開始時期：令和2年度
- 取組開始時期：令和4年10月
- 開始に至る経緯：今後、ひとり暮らし高齢者等が増加し、身寄りのない方の死亡や空き家・家財処分問題、死後事務の処理等の地域課題が拡大していくことが見込まれる。そのため、自らの死後の葬儀・埋葬及び家財の整理等といった高齢者の不安を解消し、終末期の人生を安心して過ごせるための、地域包括ケアシステムを強化する取組が必要となっているとの認識から事業を開始。

事業概要、実施スキーム

【事業概要】
葬儀・埋葬等を行える親族がいない市内在住の高齢者の方等を対象に、川崎市社会福祉協議会との契約により、預託金をお預かりし、生前の御希望に沿った葬儀埋葬や区役所等への各種届出を逝去後に実施。また、定期的な電話連絡や訪問により、見守り支援をする。さらに、希望される方には、有償で入退院の付き添いや、預貯金通帳・実印等のお預かりを行うなど、高齢期における生前の生活から、御自身が亡くなった後まで、さまざまな手続きや事務を事前に決めておくことで、人生の最後を安心して過ごせるよう、終活支援を行う。

【利用者の要件】
以下の全てに該当する川崎市民
 ✓ 市内在住原則65歳以上
 ✓ 生活保護を受給していないこと
 ✓ 葬儀や埋葬を行える親族がいないこと
 ✓ 葬祭、埋葬に必要な預託金が納入できること
 ✓ 入会金、年会費、事務管理費を納入できること
 ✓ 公正証書遺言により遺言執行者を指定できること
 ✓ 親族間の相続等について紛争がないこと
 ✓ 契約能力があること

【夜間・休日等の緊急連絡先およびその対応】
現在は対応していないが、事前に入院・入所先と希望の葬儀社情報を共有することにより、迅速に対応できるよう工夫している。
今後、携帯電話への転送電話を検討中。



ステークホルダーの役割

【管理監督団体】

①川崎市
 ○川崎市社会福祉協議会に補助金を交付
 ○事業の広報
 ○死亡後の各種届出の受理
 ○実施報告の受付

②川崎市社会福祉協議会(補助先)
 ○本人との契約の締結
 ○契約に基づく定期確認、死後の葬儀・埋葬等、および遺言作成及び執行サービス(その他別途有償サービス)の案内および実施
 ○川崎市への実施報告
 ○民間事業者との連携
 ○終活に関する相談対応・普及啓発(セミナー開催・エンディングノート配布)

【民間事業者(弁護士・司法書士・葬儀社・霊園等)、NPO法人等】
 ○社協からの依頼を受けて利用者にサービスを提供
 ○川崎市社協にサービス実施報告

【利用者(市民)】
 ○情報収集、社協に電話にて相談
 ○希望するサービスを決め、川崎市社協と契約を締結
 ○利用料・預託金等を支払い、サービスを受ける(本人負担)

